

47 類

木材パルプ、繊維素繊維を原料とする
その他のパルプ及び古紙

古紙



木材パルプ

古紙

48 類

紙及び板紙並びに製紙用パルプ、
紙又は板紙の製品

紙製のコップ、トイレットペーパー、
新聞用紙、カーボン紙

紙

トイレット
ペーパー



封筒

48 類

紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

重要な部・類の注

≪第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品の注の規定≫

2 この類には次の物品を含まない。

(m) 研磨紙及び研磨板紙（第 68.05 項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第 68.14 項参照）。

ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。

(p) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具） など

出題例

【問題】

紙コップ、トイレットペーパー、新聞用紙は、すべて第 48 類の紙製品に分類される。

48 類

紙及び板紙並びに製紙用パルプ、
紙又は板紙の製品

解答

【問題】

紙コップ、トイレトペーパー、新聞用紙は、すべて第 48 類の紙製品に分類される。

【解答】 正しい。

これらは、すべて第 48 類の紙製品に分類される。

49 類

印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに
手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

書籍、写真、地図、紙幣、カレンダー

絵画

カレンダー

